- 1 議案第52号 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例の概要 議案第53号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の概要
 - (1) 区長、副区長及び教育委員会教育長の期末手当の改定内容 支給月数の引上げ(年間3.20月 → 年間3.30月)
 - 改定① 令和4年12月に支給する期末手当の支給月数の改定
 - 改定② 令和5年度以降に支給する期末手当の支給月数及び支給月の改定

	現存の古公日粉		改定①		改定②
	現行の支給月数		令和4年度		令和5年度
6月	1. 45月	\rightarrow	1. 45月	\rightarrow	1. 65月
12月	1. 45月	,	1. 55月	,	1. 65月
3月	0.30月		0.30月		
合 計	3.20月		3.30月		3.30月

(2) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和5年4月1日

2 議案第54号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 区議会議員の期末手当の改定内容支給月数の引上げ(年間3.10月 → 年間3.20月)

改定① 令和4年12月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和5年度以降に支給する期末手当の支給月数及び支給月の改定

	現行の支給月数		改定①		改定②
	が1107×和月数		令和4年度		令和5年度
6月	1. 45月	\rightarrow	1.45月	\rightarrow	1. 60月
12月	1.45月	·	1. 55月	·	1. 60月
3月	0.20月		0.20月		
合 計	3.10月		3.20月		3.20月

(2) 施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和5年4月1日